

# 二十歳になったら

# 国民年金

国民年金は、老後やいざという時の生活を現役世代みんなで支える制度です。将来の自分のために備えましょう。

## そもそも「国民年金」って？

20歳～60歳未満で、他の年金制度に加入していない人は国民年金の被保険者になります。国民年金は国が運営するため、年金の給付は生涯保障されます。

※令和元年10月以降に20歳になった人は加入手続きが不要になりました。

## 老後だけではない「備え」

国民年金には、原則65歳から支給される「老齢年金」のほかに、病気や事故で障害が残ったときの「障害年金」や、家族の働き手である加入者が死亡したときの「遺族年金」もあります。

年金保険料を未納にしていると、これらの年金支給を受けることができなくなる場合があります。納めることが難しい場合は、下記の制度を利用し、未納期間を作らないようにしましょう。

## ▼学生納付特例制度

学生で、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

## ▼保険料免除・納付猶予制度

本人および配偶者・世帯主の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が免除・猶予される制度(納付猶予制度は学生を除く50歳未満の人が対象)です。

## 免除・猶予該当者は追納を

保険料免除・納付猶予制度および学生納付特例に該当した場合は将来受け取る年金額が少なくなります。該当した人は将来のために後から納付(追納)しましょう。

## ●お問い合わせ

東北福島年金事務所

☎ 535-0141

国保年金課給付係

☎ 575-1198

## 老後の暮らしに安心をプラス 国民年金基金

国民年金基金は、自営業の人やその家族、学生などの国民年金第1号被保険者がゆとりある老後を過ごせるよう、国民年金に上乘せる公的な年金制度です。65歳から生涯受け取れる終身年金が基本なので、長い老後の生活に備えることができます。

### 税制面の優遇も！

掛金は全額が所得から控除できるので、所得税と住民税が軽減されます。受け取る年金も公的年金等控除の対象になりますので、税制面で優遇されます。

### こんな人が加入できます

- ・国民年金加入者で20歳以上60歳未満の人および60歳以上65歳未満の人
  - ・海外居住で国民年金に任意加入している人
- (注) 厚生年金保険加入者(第2号被保険者)およびその被扶養者(第3号被保険者)、国民年金保険料が未納もしくは免除(学生納付特例・猶予を含む)されている人、農業者年金の被保険者は加入できません。

### お問い合わせ

全国国民年金基金福島支部  
☎ 0120-65-4192



税金の優遇も！  
賢く備えよう！

